

### 1. 政策及び15年度重点施策等

<b>政 策</b>	資本増強行の経営の健全化
<b>15年度 重点施策</b>	経営健全化計画のフォローアップ

### 2. 政策の目標等

<b>法定任務</b>	金融機能の安定
<b>基本目標</b>	金融機関が健全に経営されていること
<b>重点目標</b>	金融機関のリスク管理態勢が確立されていること

### 3. 政策の内容

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下「早期健全化法」という。)に基づき公的資金による資本増強を受けた金融機関は、経営の合理化のための方策等を含む経営健全化計画<sup>1</sup>を策定し、公表しています。

この計画の履行状況については、半期ごとに金融機関に報告を求め、金融庁より公表しています。これは、パブリック・プレッシャーの下で金融機関の経営の早期健全化を図るフォローアップの仕組みです。

### 4. 平成15事務年度における事務運営についての評価

早期健全化法に基づき資本増強が行われた金融機関の経営健全化計画の履行状況については、各金融機関からの報告を取りまとめて半期毎に公表しており、パブリック・プレッシャーによる自己規正が図られています。また、計画未達の金融機関について、報告の徴求、業務改善命令といった監督上の措置が講じられています。報告徴求では、収益等が計画を下回ったことを踏まえて、更なるリストラ策等の代替措置を求め、これを受けた金融機関においては、収益改善に向けた措置を策定・実施しています。また、15年8月の業務改善命令では、収益改善策を含む業務改善計画の提出・実施等を求め、これを受けた金融機関においては、収益強化策や経費削減策を含む業務改善計画を策定し、その四半期毎の実施状況を報告しています。こうした枠組みの下で、資本増強を受けた金融機関の経営健全化が促されています。

なお、公的資金による資本増強を受けた金融機関のうち、住友信託銀行及び関西さわやか銀行は16年1月をもって公的資金を全額処分・返済しました。また、15年9月にはみずほフィナンシャルグループが、16年3月にはみずほフィナンシャルグループ他3

<sup>1</sup> 経営健全化計画には、「経営の合理化のための方策」、「責任ある経営体制の確立のための方策」、「配当等により利益の流出が行われないための方策」、「資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策」等が含まれています。

先が、16年5月には横浜銀行が劣後債・ローンの期限前償還・任意弁済（いわゆる「コールオプション行使」）を合わせて7,650億円行いました。この結果、旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び早期健全化法に基づく資本増強額（約10.4兆円）の16年6月末の残高は約8.3兆円となっています。こうした動きは、基本的に各金融機関の経営健全化の進展を反映したものであると考えます。

## **5．今後の課題**

より強固な金融システムの構築のために、早期健全化法に基づき公的資金による資本増強を受けた金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、引き続き行政面における適切な対応に努めていく必要があります。

## **6．当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。